

Let's Try ボルダリング～クライミングによるまちおこし～ VOL.1

みなさん、スポーツクライミングをご存知でしょうか？最近テレビのスポーツニュースでも頻繁に取り上げられるようになってきました。この競技は、いわゆる岩登りを屋内の特設ステージで競うものです。小鹿野町で岩登りといえば、かつて「岩茸採り」がありました。これをイメージしていただければと思います。

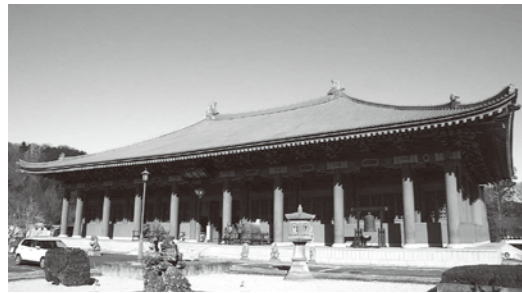
り、年間を通じて多くの登山客が訪れています。この方たちをもてなすとともに、近年愛好家が60万人とも言われているこの競技を通じて、町への交流人口を増加させ賑わいを創出させるとともに、町民の健康増進の一助になればと思いこの取り組みに着手しました。



最初はちょっと手を出しにくい感じがあるかもしれませんが、始めるのは簡単です。現在、毎週月曜日の夜に両神体育館で練習会を行っています。ぜひ、参加して楽しさを感じてみてください。

次号では、クライミングの基本の話をしてみたいと思います。

問合せ ● 小鹿野庁舎・総務課 まちづくり推進室
☎26-6581



ボルダリング施設に改修予定の「神怡館」

なのか？その答えは、そこに山があるからです。町には、日本百名山の両神山や埼玉の名峰二子山などがあ

地域おこし企業人 石塚からのひとこと

学生団体の宿泊誘客に取り組んで参ります

来る7月30日、東京都江戸川区内の区立中学校(生徒、先生で約110名様)が弊社東京第1教育旅行支店の取扱いで、小鹿野町内を訪れます。

学校行事としての林間学校で、1泊目は町内の宿泊施設に宿泊し、2泊目は秩父エリアでの民泊(民泊は秩父地域おもてなし観光公社手配)を実施します。

今までにも、部活単位での合宿という形態で、町内に宿泊したケースはありましたが、学校行事の一環として学年全体での宿泊というのは、これまであまりなく、今年度は4月実施の東京都内の私立中学校オリエンテーション合宿(新入生対象)に続き、2例目となります。

私は、この学生団体誘客が、地域おこし企業人としての私のミッションであります「町の観光振興を図りながら交流人口の拡大を実現する」ために、最も有効な手段の一つと捉えております。そのメリットとして、

- 一団体あたりの人数が多い。
- 実施内容が好評であれば、継続し安定的である。
- 学校の先生同士の横のつながり(口コミ・他校での実施を本校でも)で、拡大が見込める。
- 混み合う週末ではなく平日の実施が多く、個人客とバッティングしない(=宿泊施設の取り合いや観光場所がかち合うことが少ない)。

といった事が挙げられます。大勢が宿泊する事により、町がめざす「エリア外からの外貨獲得」にも有効です。

繰り返し述べますが、外貨獲得だけが観光客誘客の目的ではありません。現在、「腰の根上区(環境を守る会)様や産業振興課の協力を得ながら、休耕田を活用した学生団体田植え体験を計画しています。会の方からは「いくばくかのお金が落ちるだけではなく、若者が町を訪れるのは活気があって、町民の喜びにもなるので協力しましょう」という本当に有難いご意見をいただきました。

今まで他地域で実施している学校行事の行き先を、小鹿野町へと変更するのは簡単な事ではありませんが、東京・神奈川の学校へ弊社近畿日本ツーリスト首都圏の社員が営業活動していきます。

観光客誘客のためには、まずは観光地としての十分な整備をし、インフラを整える事が先で情報発信はその後で十分、とする意見もあります。一理あるものの、実態に合わない面もあり、それでは観光客を呼べるのはいつになるのか？私は誘客活動とインフラ整備(=住んで良し訪れて良しの町づくり)を平行して進めていくのが現実的と考えます。

地域おこし企業人 石塚 浩哉

税務課より 固定資産税に関するお知らせ

固定資産税は、毎年1月1日(基準日)の所有者に対して、その年の4月1日から始まる年度分として課税されます。(1月2日以降に所有権を移転したり、家屋を取り壊しても、1月1日現在の所有者に1年度分(全額)課税されます。)

固定資産税に関する次のことについて、ご理解とご協力をお願いします。

【家屋調査】

家屋(住宅・店舗・工場・倉庫・車庫・物置など)の適正な固定資産税の課税を行うため、算出基礎となる家屋調査を行っています。家屋調査が済んでいない家屋を所有している人は、税務課までご連絡をお願いします。

【家屋を取り壊したとき】

家屋を取り壊したときは、取り壊した日の翌年の新年度から課税されなくなります。取り壊しを行った場合は、速やかに税務課までご連絡をお願いします。

なお、住宅用敷地として利用されている土地は、住宅用地の特例により税負担が軽減されているため、住宅を取り壊した場合、特例対象外となり、税額が上昇する場合があります。

【土地の地目変更】

土地の固定資産税は、毎年1月1日現在の土地の利用状況(課税地目)により課税します。現在の課税地目と異なる利用状況に変更した場合は、速やかに税務課までご連絡をお願いします。

なお、農地を農地以外の地目に変更する場合には、農業委員会へ農地転用許可を申請する必要があります。詳しくは、農業委員会(両神庁舎・産業振興課 ☎79-1101)までご連絡ください。

問合せ ● 小鹿野庁舎・税務課(固定資産税担当)
☎75-4124

秩父ミュージックパークスポーツの森 プール利用カードを発行します

プール営業期間
7月13日(土)
～9月1日(日)

今年も、町民の皆さんに秩父市民と同額の低料金で利用できる「プール利用カード」を発行します。秩父ミュージックパークスポーツの森プールの利用を希望される人は、「プール利用カード」を1枚2,000円で購入してください。カードは1枚につき、ご家族6人まで利用できます。
※このカードを購入できるのは、小鹿野町に住所のある人に限ります。

■ 利用方法

このカードをプールのチケット販売窓口で提示し、入場券を受け取ります。プールの営業期間中は何度でも無料で利用できます。

また、プール駐車場の利用料金(普通車1台500円)も、カードを提示することにより、プールの営業期間中は無料で利用できます。このほかプールでのレンタル器具等の利用料金も割引されます。

■ カードの申込み

申込みに必要なもの

- ① プール利用カード発行申込書
※このページ裏(12ページ)にある「プール利用カード発行申込書」に必要事項を記入してください。
 - ② 身分を証明できるもの(運転免許証、健康保険証など)
 - ③ 購入金額2,000円※おつりの無いようにご用意ください
- 受付期間** ● 7月1日(月)～8月25日(日)
受付時間 ● 8:30～17:15
受付場所 ● 【平日】小鹿野庁舎・総務課、両神庁舎・おもてなし課 【土・日・祝】小鹿野庁舎窓口、両神庁舎窓口



プール利用カードによる割引一覧

■ スポーツの森プール内レンタル器具

営業期間 ● 7月13日(土)～9月1日(日)

	パラソルセット (1日)	ドーナツフロート (2時間)	ゴムボート (2時間)
割引後の料金	1,000円	500円	500円

問合せ ● シンコースポーツ株式会社 ☎22-9284

注意事項

- 秩父ミュージックパークスポーツの森プール窓口でのカードの発行は行っていませんので、事前にカードを購入してください。
- 過年度のカードは使用できません。
- 発行したカードを紛失された場合、再発行はできませんので、大切に保管してください。

問合せ ● 両神庁舎・おもてなし課 ☎79-1122